

日本品質・真正品認証・登録 実施要領

一般社団法人 レジリエンスジャパン推進協議会

| | | |
|-------|---|----|
| 1. | 背景並びに本制度及び本実施要領の趣旨 | 4 |
| 1-1. | 国土強靱化基本計画 | 4 |
| 1-2. | レジリエンスジャパン推進協議会 | 4 |
| 1-3. | 本制度および本実施要領の趣旨 | 4 |
| 2. | 体制 | 5 |
| 3. | 申請者の要件及び認証・登録の基準 | 5 |
| 3-1. | 申請者 | 5 |
| 3-2. | 認証・登録基準 | 6 |
| 4. | 審査の手続き | 7 |
| 4-1. | 合意書の締結と審査の流れ | 7 |
| 4-2. | 面接又は現地調査の実施 | 8 |
| 4-3. | 申請者の要件確認の省略 | 8 |
| 4-4. | 申請に必要な書類等 | 8 |
| 4-5. | 事務局確認、申請者の要件確認（書面審査）及び 認証審査（書面審査）における留意点 | 9 |
| 4-6. | 面接及び現地調査の実施における留意点 | 9 |
| 5. | 登録手続き | 10 |
| 5-1. | 申請者への通知 | 10 |
| 5-2. | 登録手続きのための資料一式の送付 | 10 |
| 5-3. | 認証・登録料の振込 | 10 |
| 5-4. | 登録日の認定、登録番号の付与及び登録証の発行 | 10 |
| 6. | 不適合の場合の通知 | 11 |
| 7. | 認証・登録者の公表 | 11 |
| 8. | 認証の有効期間 | 11 |
| 9. | 認証・登録の取消し | 11 |
| 10. | 認証・登録証及び認証マークの使用について | 11 |
| 11. | 非保証・免責事項 | 12 |
| 12. | 賠償責任等 | 12 |
| 12-1. | 賠償責任 | 12 |
| 12-2. | 知的財産権等に関する責任 | 12 |
| 12-3. | 商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合の責任 | 12 |
| 12-4. | 認証マークの使用等について | 13 |
| 12-5. | 法的措置について | 13 |

| | | |
|--------|--------------------|-----|
| 1 3. | 申請及び認証・登録の取り下げについて | 1 3 |
| 1 4. | 認証・登録の更新 | 1 3 |
| 1 5. | 異議及び苦情等について | 1 3 |
| 1 6. | 機密の保持等について | 1 4 |
| 1 7. | 審査料及び認証・登録料等について | 1 4 |
| 1 7-1. | 審査料及び認証・登録料 | 1 4 |
| 1 7-2. | 更新審査料及び認証・登録料 | 1 4 |
| 1 7-3. | 審査料等の返却 | 1 4 |
| 1 7-4. | 複数枚の登録証の希望等 | 1 4 |
| 1 8. | 調査協力義務について | 1 4 |
| 1 9. | 本実施要領の改廃について | 1 5 |

- (別添様式1) 日本品質・真正品認証 申請書
- (別添様式2) 日本品質・真正品認証 申請者提出書類
- (別添様式3) 添付書類整理表

1. 背景並びに本制度及び本実施要領の趣旨

1-1. 国土強靱化基本計画

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が平成25年12月11日に公布・施行されました。それに基づいて策定された「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定）（以下、「基本計画」という。）に基づき、日本政府によって、国土強靱化に関する施策が推進されております。

この基本計画では、国土強靱化の基本的考え方における特に配慮すべき事項として、官民連携の促進と「民」主導の取組を活性化させる環境整備が挙げられています。国土強靱化を実効あるものにするためにも、国、地方公共団体のみならず、民間事業者等の主体的取り組みが極めて重要であって、官と民が適切に連携及び役割分担をして推進するとされています。

そして、国土強靱化の推進方針では、個別施策分野の一つとして「産業構造」が挙げられ、各企業等の事業継続の観点から、サプライチェーンの複線化等の代替性を確立する方策の検討を促進し、災害に強い産業構造を構築するとされています。

また、横断的分野の推進方針では、「官民連携」が挙げられ、平時から地域と地域の産業を連携させた政策が災害時に防災効果を発揮するとの視点からの取組を促進し、また、民間事業者等のBCP等、災害に対応するための取組を支援するとされています。

1-2. レジリエンスジャパン推進協議会

この国土強靱化基本法の一環として、平成28年2月、内閣官房国土強靱化推進室により、「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）が制定され、一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会（以下、「推進協議会」という。）は、認証組織として、ガイドラインに規定された「認証組織の要件」に適合していることの確認を内閣官房国土強靱化室から受けました。

これにより推進協議会は、国土強靱化の趣旨に賛同して事業継続に関する取組を積極的に行っている事業者を「国土強靱化貢献団体」として認証する、国土強靱化貢献団体認証（以下、「レジリエンス認証」という。）を実施しております。推進協議会は、大企業はもとより、中小企業、学校、病院等各種の団体における事業継続（BC）の積極的な取組を広めることにより、すそ野の広い、社会全体の強靱化を進めるよう、活動を行ってまいりました。

1-3. 本制度および本実施要領の趣旨

推進協議会では、さらに基本計画を推進して、強靱な企業体質の構築によるさらなる国土強靱化と地方創生を進めていくため、特に、国内及びグローバル・ビジネス拡大やサプライチェーンの複線化による災害に強い産業構造を構築していくために、「民」主導の新たな取組として、商品認証の新しい制度である「日本品質・真正品認証制度」（以下適宜、「本制度」ともいう。）を実施します。

本制度では、推進協議会が定めた基準に適合する“日本発”の商品を「日本品質・真正

品」として認証（以下、「日本品質・真正品認証」という。）し、登録（以下、「日本品質・真正品登録」という。）して、本制度に基づく認証・登録（以下、「日本品質・真正品認証・登録」という。）を行います。また、本制度では、「日本品質・真正品認証・登録マーク」（以下、「認証マーク」という。）の使用の許可を行います。

日本品質・真正品認証・登録 実施要領（以下、「本実施要領」という。）は、本制度の手続き等について定めるものです。

2. 体制

推進協議会は、本制度を実施するに当たり、別途定める日本品質・真正品認証に関する組織規程に基づき、日本品質・真正品認証制度運営委員会（以下、「真正品制度運営委員会」という。）及び日本品質・真正品認証審査委員会（以下、「真正品認証審査委員会」という。）を設置し、また、日本品質・真正品認証事務局（以下、「真正品認証事務局」という。）を設置します。

真正品制度運営委員会は、本制度の運営についてチェックを行い、また、本実施要領の改廃に係る案の策定と推進協議会の理事会（以下、「理事会」という。）への提案及び本制度に係る本実施要領以外の規程類と書類等の改廃を行います。尚、真正品制度運営委員会の構成と役割の詳細については、別途規程（日本品質・真正品認証に関する組織規程）を設けます。

真正品認証審査委員会は、日本品質・真正品認証・登録の申請（以下、「申請」という。）をする者（以下、「申請者」という。）が、日本品質・真正品認証・登録を受けようとする商品（以下、「申請商品」という。）について行った当該個別の申請に関し、日本品質・真正品認証・登録のための審査（以下、単に「審査」という。）を行い、日本品質・真正品認証・登録の可否を判断します。尚、真正品認証審査委員会の構成と役割の詳細については、別途規程（日本品質・真正品認証に関する組織規程）を設けます。

尚、真正品認証審査委員会は、前記審査に係る実務について、当該真正品認証審査委員会の決定により、外部機関に委託することができます。

真正品認証事務局は、会務全般に係る事務を遂行して、本制度の運営事務を総括します。尚、真正品認証事務局の運営事務の詳細については、別途規程（日本品質・真正品認証に関する組織規程）を設けます。

3. 申請者の要件及び認証・登録の基準

3-1. 申請者

本制度において、申請者は以下の「申請者の要件」を満たさなければなりません。

①日本国内での法人格を有すること（以下、「法人格要件」という。）。

尚、申請者が個人事業主である場合については、別途規程（日本品質・真正品認証・登録 実施要領 補則 その1（以下、「補足その1」という。））を設けます。

②申請商品に係る品質管理体制を有し、且つ、事業活動に伴う環境への負荷の低減等

の環境への配慮が認められること（以下、「品質管理及び環境配慮要件」という。）。

この場合、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）（以下、「JAB」という。）認定によるISO9001の認証を取得し、且つ、JAB認定によるISO14001又は一般財団法人持続性推進機構認定によるエコアクション21のいずれかの認証を取得していれば、当該要件を満たすこととします。

ただし、申請者が中小企業基本法第2条第1項規定に基づく中小企業者（以下、「中小企業者」という。）である場合、本制度における中小企業者の特例として、当該品質管理及び環境配慮要件に係る別途規程（補足その1）を設けることとします。

3-2. 認証・登録基準

3-2-1. 対象商品

本制度においては、“日本発”の商品を日本品質・真正品認証の対象とします。

ここで、“日本発”の商品とは、当該商品に係る主要な生産工程が日本国内で実施されることにより日本で供給される完成品又は部品であって、独立して商取引可能なものとし、当該商品の生産工程内の最終検査を完了した最終製品とします。尚、主要な生産工程に関しては別途規程（補足その1）を設けます。

ただし、“日本発”の商品であっても、当該商品の生産工程の大部分が日本国外で実施される場合については、当該商品が日本品質・真正品認証の対象となるか否かに関し別途規程（補足その1）を設けます。

また、価値ある商品として例外的に対象商品とされるものに対しては、日本品質・真正品認証のために、第3-2-2項に規定の認証・登録基準に加え、当該商品にのみ適用される追加の認証・登録基準が設けられます。本制度において、例外的に認められる対象商品及び当該対象商品にのみ適用される追加の認証・登録基準については、別途規程（補則その1）を設けます。

本制度において、日本品質・真正品認証の対象となる商品の類型については、別途規程（日本品質・真正品認証・登録 実施要領 補則 その2（以下、「補足その2」という。））を設けることとします。

3-2-2. 認証・登録基準

本制度の認証・登録基準は、次のとおりです。

①申請商品が本制度が認める既存の品質関連の認証制度において認証取得していること。

又は、申請商品の生産者が、当該申請商品の品質に係る自己基準（以下、「製品基準」という。）であって当該申請商品の品質に係る公的基準や業界基準（以下、「公的基準等」という。）と同等以上の水準の製品基準を有し、それを満たしていること（以下、「既存認証取得要件」という。）。

ただし、公的基準等が存在しない場合には、製品基準に係り別途規程（補足その1）を設けることとします。

ここで、既存の認証制度とは、以下に掲げる第三者による認証制度で、本制度が認めるものです。

- (ア) 国の行政機関（独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含む。）
 - (イ) 地方公共団体（特別区、一部事務組合及び広域連合、地方独立行政法人を含む。）
 - (ウ) 国立大学法人及び学校法人
 - (エ) 公益法人又はこれに準ずる団体
 - (オ) 業界団体
 - (カ) (ア) から (オ) までに掲げる者に準ずると認められる団体
- ②申請商品の原材料の調達方法が明確かつ適法であること。
 - ③申請商品が適用される安全基準を満たしていること。
 - ④申請商品が、その製造及び流通から廃棄後のリユース、リデュース、およびリサイクルまでの製品ライフサイクルに応じた環境への配慮が認められるか、又はその計画が認められること。
 - ⑤申請商品がリコールの対象になっていないこと。
 - ⑥申請商品が商標権等の知的財産権に関わり重大な問題が生じていないこと。
 - ⑦申請商品が関連する法規制を順守していること。

4. 審査の手続き

4-1. 合意書の締結と審査の流れ

本制度において、申請者は、別添に定める様式に基づき推進協議会に対して申請を行っていただきます。次いで、本制度に基づく認証・登録業務に関して推進協議会との間で合意書の締結を行った後、推進協議会が設置する真正品認証審査委員会の審査を受けることにより、第3条に規定の「申請者の要件及び認証・登録の基準」が満たされていることを示していただきます。

申請及び審査は、本実施要領の以下の規程及び添付された日本品質・真正品認証・登録実施要領 別表1（以下、「別表1」という。）にまとめられた審査の流れにしたがって進められます。

申請者は、日本品質・真正品認証 申請書による申請の後、推進協議会との間で日本品質・真正品認証に関する認証・登録合意書（以下、単に「合意書」ということがある。）を取り交わし、本制度に基づく認証・登録業務に関して推進協議会との間で合意書の締結を行っていただきます。合意書の締結では、真正品認証事務局より送付される正副2通の合意書の各々について、合意内容確認後、署名、押印して、1通を真正品認証事務局宛にご返送いただきます。

申請者は、この合意書の締結の後、当該申請に必要な他の書類等を真正品認証事務局宛に提出していただきます。

次いで、申請者は、当該申請に必要な書類（以下、「申請書類」という。）が揃っているかどうかを真正品認証事務局が確認する事務局確認（書面での確認）に進んでいただき

ます。

次いで、申請者は、当該申請者が第3条第3-1項に規定の申請者の要件を満たすかどうかを、真正品認証審査委員会の審査員が検討し確認する申請者の要件確認（書面での確認）へ進んでいただきます。

次いで、申請者は、申請商品が第3条第3-2項に規定の認証・登録の基準に適合するかどうかを真正品認証審査委員会の審査員及び技術専門員が審査する認証審査（書面審査）へと進んでいただきます。

次いで、申請者は、当該申請者が第3条第3-1項に規定の申請者の要件を満たし、且つ、申請商品が第3条第3-2項に規定の認証・登録の基準に適合することを真正品認証審査委員会の委員が確認する、登録確認（書面での確認）へと進んでいただきます。

この登録確認で認証・登録基準への適合が確認されることによって、申請者は認証・登録へと進んでいただきます。

4-2. 面接又は現地調査の実施

申請者の要件確認の結果又は認証審査の結果、真正品認証審査委員会により、面接が必要であると判断された場合、原則登録確認の前に1回、第4条第4-6項に規定する面接を行います。

また、申請者の要件確認の結果又は認証審査の結果、真正品認証審査委員会により、現地調査が必要であると判断された場合、原則登録確認の前に1回、第4条第4-6項に規定する現地調査を行います。

4-3. 申請者の要件確認の省略

申請者は、一回の審査の申請者の要件確認において第3条第3-1項に規定する要件を満たすことが確認された場合、次回、半年以内に行われる同一の申請者による他の申請の審査においては、当該申請者の申し出により、申請者の要件確認の省略が認められます。

4-4. 申請に必要な書類等

審査に当たり、申請者は、申請書類として以下の日本品質・真正品認証申請に必要な書類を、推進協議会の真正品認証事務局宛に、電子メール及び郵送（簡易書留）にて送付いただきます。尚、当該申請に必要な書類のうち、電子ファイルにすることが適当又は容易でないものについては、郵送のみとします。

審査に当たっては審査料が必要となります。当該審査料の額については、別途規程（補足その1）を設けることとします。真正品認証事務局より、当該規程による審査料に係る請求書を発行しますので、指定先に振り込んでいただきます。

日本品質・真正品認証申請に必要な書類一覧

- ①（別添様式1）日本品質・真正品認証 申請書（押印の上、スキャンしてPDFとしたもの）
- ②（別添様式2）日本品質・真正品認証 申請者提出書類

- ③（別添様式3）添付書類整理表
- ④その他の添付書類（サイズはA4とし、A3の場合は折り込みのもの）
- ⑤申請者の概要（既存のもので結構です。ただし、従業員数の記載のあるもの。）
- ⑥日本品質・真正品認証に関する認証・登録合意書

4-5. 事務局確認、申請者の要件確認（書面確認）及び認証審査（書面審査）における留意点

事務局確認、申請者の要件確認及び認証審査に当たり、真正品認証事務局より規定の書類の有無を確認し、内容の不足等について問い合わせをしたり、提出された書類の内容について質問を行ったりすることがあります。また、必要に応じて追加資料の提出をお願いすることがあります。

以下の場合、真正品認証事務局の判断により申請を受け付けないこと、又は申請受付の後この受理を取り消すことがあります。

- ①申請商品が、特殊性が高いという理由で審査がきわめて困難な商品であると認められる場合。
- ②申請商品が、公序良俗に反する商品であると認められる場合。
- ③申請者が活動実態のない組織・団体である場合。
- ④申請者が反社会的な行為その他本制度に基づく認証・登録の業務遂行に支障を来す行為を行い、又はその恐れのある組織・団体と想定される場合。
- ⑤その他、日本品質・真正品認証・登録にふさわしくないと認められる場合。

4-6. 面接及び現地調査の実施における留意点

4-6-1. 面接

第4条第4-2項の規定にしたがい、面接は、真正品認証審査委員会によりそれが必要であると判断された場合に、原則登録確認の前に1回、真正品認証審査委員会によって行われます。

ここで、申請者は、第13条に規定する当該申請の取り下げを行うことにより、面接を拒否することができます。その場合、第13条の規程にしたがい、すでに収められた審査料は返却しません。

4-6-2. 面接の出席者と面接における質問

面接は、直接面接を行うか又はWebのシステムを使って行います。面接には申請商品に係る担当者に出席いただきます。当該出席者は随行者を含めて3名以内にしていただきます。

面接では、提出された書類等に基づいて質問を行うことがありますが、その質問への回答も検討及び審査の対象に含まれます。基本的には当該担当者に回答及び説明をしていただきます。随行者の回答は、補足等にとどめてください。

4-6-3. 面接の日程及び面接会場

面接を行う場合、当該面接の日程の希望（できる限り複数の候補日）をお聞きしたうえで、真正品認証事務局が日程を決定します。

面接会場については推進協議会が設定します。

面接の方式（直接面接かWeb面接か）については、申請者の希望をお聞きしますが、申請者の所在条件等を考慮し、推進協議会で決定します。

4-6-4. 現地調査の実施における留意点

第4条第4-2項の規定にしたがい、現地調査は、真正品認証審査委員会により必要であると判断された場合に、原則登録確認の前に1回、真正品認証審査委員会によって行われます。現地調査の実施については、真正品認証事務局より必要な案内を行います。

尚、現地調査が実施される場合、当該現地調査を担当した認証審査委員の当該現地調査に係る出張費、宿泊費及び調査費用等の費用を、第17条第17-1項に規定の審査料及び日本品質・真正品登録に係る認証・登録料とは別の追加費用として請求致します。

ここで、申請者は、第13条に規定する当該申請の取り下げを行うことにより、現地調査を拒否することができます。その場合、第13条の規程にしたがい、すでに取められた審査料は返却しません。

5. 登録手続き

5-1. 申請者への通知

登録確認の結果、真正品認証審査委員会により、申請者が第3条第3-1項に規定の申請者の要件を満たし、且つ、申請商品が第3条第3-2項に規定の認証・登録の基準に適合していると判断された場合、真正品認証事務局はその旨を申請者に通知します。

5-2. 登録手続きのための資料一式の送付

真正品認証事務局は登録手続きのため、日本品質・真正品登録に係る認証・登録料（以下、「認証・登録料」という。）に係る請求書及び第10条の規程に係る認証マークの使用規程等を含む資料一式を申請者に送付します。

5-3. 認証・登録料の振込

第5条第5-1項に規定の通知を受けた申請者は、所定の認証・登録料を、振込手数料負担の上、銀行振込にて振り込んでいただきます。尚、認証・登録料の額については、別途規程（補足その1）を設けることとします。

5-4. 登録日の認定、登録番号の付与及び登録証の発行

推進協議会は、真正品認証事務局による、認証・登録料の振込の確認をもって、日本品質・真正品登録の日（以下、「登録日」という。）を認定し、登録番号を付与します。そして、当該登録日及び登録番号が記載された日本品質・真正品認証・登録証（以下、「登録証」という。）を1つの日本品質・真正品登録に原則1枚発行します。

尚、付与される登録番号の詳細については、別途規程（補足その1）を設けることとします。

6. 不適合の場合の通知

審査の結果、不適合となった場合、真正品認証事務局は、不適合通知書及び不適合理由を申請者に送付します。

7. 認証・登録者の公表

日本品質・真正品認証・登録により登録証の交付を受けた申請者（以下、「登録者」という。）は、希望により、推進協議会のホームページ上等で登録者名と当該日本品質・真正品認証・登録を受けた商品（以下、「登録品」という。）を日本品質・真正品として公表することができます。その場合、登録者は、当該公表に必要な画像データ等を真正品認証事務局の求める様式で提供することとします。

8. 認証の有効期間

日本品質・真正品認証は、登録日から2年間が有効期間となります。また、第14条第14-1項に規定の更新審査を受けることにより更新できます。更新の場合の有効期限も同様に2年間です。

尚、日本品質・真正品認証・登録の後、日本品質・真正品認証における申請者の要件及び認証・登録の基準が修正された場合、当該日本品質・真正品認証・登録は、上記有効期間中は有効とされ、その更新の時に、上記修正された申請者の要件及び認証・登録の基準に基づき更新審査を受けることとします。

9. 認証・登録の取消し

真正品認証審査委員会は、登録品に関し、推進協議会に日本品質・真正品認証・登録の取消しを求めることがあります。その場合、推進協議会は当該登録品に係る日本品質・真正品認証を取消した上、その日本品質・真正品登録を取消することができます。

日本品質・真正品認証・登録の取消し理由及び取消手続きの詳細については、別途規程（補足その1）を設けることとします。

登録者は、日本品質・真正品認証・登録に係る取消し理由を克服し、その証拠を明示したうえで、日本品質・真正品登録の取消しの日から180日を経過した後に、当該登録品と同一の商品について再度の申請を行うことができます。

10. 認証・登録証及び認証マークの使用について

登録者は登録証を掲示し、また、認証マークを使用することができます。認証マークの使用にあたっては、登録品自体又は当該登録品の包装における使用ができます。また、日本品質・真正品認証・登録の範囲内で当該登録品の広告における使用ができます。ただし、認証マークの使用にあたっては以下を順守してください。

- ①認証マークの商標権、著作権は推進協議会に属し、登録者はこれを改変し、又は第三者に譲渡し若しくは使用許諾することは出来ません。
- ②認証マークの使用にあたっては、認証マークに化体する信用の毀損防止に努めてください。
- ③認証マークの使用については、別途定める「日本品質・真正品認証・登録マーク」（認証マーク）使用規程を順守してください。

1 1. 非保証・免責事項

推進協議会は、登録品について、その生産地、品質その他の登録内容の保証責任を負いません。

また、推進協議会は、申請者が申告した申請内容及び日本品質・真正品認証・登録を行った内容についての正確性、適法性、合目的性を保証するものではありません。

さらに、推進協議会は、使用者が日本品質・真正品認証・登録を受けたことに基づき認証マークの使用を行うこと、日本品質・真正品認証・登録を受けたことを当該商品等に表記することが第三者の権利等を侵害しないこと、又は法令、条例、規程等に抵触しないことについて何ら保証するものではありません。

1 2. 賠償責任等

1 2-1. 賠償責任

推進協議会は、本制度により日本品質・真正品認証・登録を行ったこと、又は、申請に対して日本品質・真正品認証・登録を行わなかったことに起因して、その登録者、又は、その申請者に生じた損失又は損害について、一切の責任を負いません。

1 2-2. 知的財産権等に関する責任

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権に関する責任、並びに、品質及び安全性に関する責任は、申請者又は登録者が負うものとし、推進協議会は一切の責任を負いません。

1 2-3. 商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合の責任

申請者及び登録者は、登録品の欠陥・瑕疵等により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、推進協議会に迷惑を及ぼさないように処理しなければなりません。

1 2 - 4. 認証マークの使用等について

申請者及び登録者は、登録品の製造及び販売並びに認証マークの使用に際して故意又は過失により推進協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を推進協議会に賠償しなければなりません。

また、申請者及び登録者は、認証マークを自らの責任において使用するものとし、その使用により第三者との間で生じた紛争については、推進協議会は一切の責任を負いません。

1 2 - 5. 法的措置について

推進協議会は、前三項の第1 2 - 2 項、第1 2 - 3 項、第1 2 - 4 の規程に違反する者、又は認証マークの権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うよう命ずるとともに、法的措置をとることができます。

1 3. 申請及び認証・登録の取り下げについて

申請者が、自己の都合により、申請の取り下げや、日本品質・真正品認証・登録を取り消す場合は、書面にて真正品認証事務局へ届けてください。その場合、すでに納められた審査に係る審査料及び日本品質・真正品認証・登録に係る認証・登録料は返却しません。

1 4. 認証・登録の更新

日本品質・真正品認証・登録の更新は以下の手順で行います。

- ①登録者は、登録日から2年以内に推進協議会の真正品認証審査委員会による更新審査を受けることができます。
- ②更新審査により、第3条第3 - 1 項に規定の申請者の要件を満たし且つ第3条第3 - 2 項に規定の認証・登録基準に適合していると判断された登録者は、推進協議会に日本品質・真正品認証・登録の更新を求めることができます。
- ③日本品質・真正品認証・登録の更新の詳細及び更新審査の手続きについては、別途規程（日本品質・真正品認証・登録 実施要領 補則 その3「日本品質・真正品認証・登録の更新について」（以下、「補足その3」という。））を設けることとします。

1 5. 異議及び苦情等について

本制度は、審査に係る判断やその内容等について、異議又は苦情等を一切受け付けません。ただし、審査の結果により不適合となった場合であっても、当該申請者は、不適合理由を克服したうえで、再度の申請が可能です。

また、本制度は、日本品質・真正品認証・登録の取消しについて、異議又は苦情等を一切受け付けません。ただし、日本品質・真正品認証・登録が取消された場合であっても、当該登録者であったものは、日本品質・真正品認証・登録の取消し理由を克服し、その証

抛を明示のうえで、日本品質・真正品登録の取消しの日から180日を経過後に、当該登録品と同一の商品について、再度の申請が可能です。

16. 機密の保持等について

真正品認証事務局員のほか推進協議会内で本制度に関わる者、真正品制度運営委員会の制度運営委員並びに真正品認証審査委員会の認証審査委員、審査員及び技術専門員は、日本品質・真正品認証・登録に関連しその申請者又は登録者から入手した内部情報（公知でない情報）について、管理を適切に行うとともに、その機密を保持し、第三者に開示しません。機密保持は日本品質・真正品認証・登録の期間の終了後、又は第9条に規定する認証・登録の取消し若しくは第13条に規定する認証・登録の取り下げの後も継続します。

尚、真正品制度運営委員会の制度運営委員並びに真正品認証審査委員会の認証審査委員、審査員及び技術専門員は、機密の保持について推進協議会に誓約書を提出します。

ただし、法的要請による場合は申請者又は登録者に事前に通知した上で、情報を開示することがあります。

17. 審査料及び認証・登録料等について

17-1. 審査料及び認証・登録料

審査に係る審査料及び日本品質・真正品認証・登録に係る認証・登録料については、別途規程（補足その1）を設けることとします。

17-2. 更新審査料及び認証・登録料

日本品質・真正品認証・登録の更新に係る審査料（以下、「更新審査料」という。）及び当該更新に係る認証・登録料については、別途規程（補足その1）を設けることとします。

17-3. 審査料等の返却

一度支払われた審査料及び認証・登録料（何れも日本品質・真正品認証・登録の更新に係るものを含む）は、理由を問わず返却しません。

17-4. 複数枚の登録証の希望等

1件の日本品質・真正品認証・登録に関し、複数枚の登録証を希望する場合、2枚目以降の料金については、別途規程（補足その1）を設けることとします。

18. 調査協力義務について

申請者は、第4条に規定する審査に当たり、真正品認証審査委員会や真正品認証事務局が行う調査に協力しなければなりません。

また、登録者は、第9条に規定の認証・登録の取消しに当たり、真正品認証審査委員会や真正品認証事務局等が行う調査に協力しなければなりません。さらに、登録者は、前記の認証・登録の取消しの場合の他、真正品認証審査委員会や真正品認証事務局等が当該登録者やその登録品について日本品質・真正品認証・登録に係る調査を行う場合、当該調査に協力しなければなりません。

19. 本実施要領の改廃について

本実施要領の改廃は、推進協議会の理事会の承認に基づきます。

(2018年11月12日 制定)